

公営企業会計システム運用保守業務仕様書

本仕様書は、桐生市水道局（以下「発注者」という。）が導入する「公営企業会計システム運用保守業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものである。

1 目的

本業務は、桐生市水道事業の会計業務等の効率化と住民サービスの向上を図るため、公営企業会計システム（以下「システム」という。）が常時、正常かつ安定して稼働できるようにするとともに、円滑な運用が行えることを目的とする。

2 履行期間

本業務の履行期間は、令和4年10月1日から令和9年9月30日までとする。

3 履行場所 桐生市水道局内

4 委託料

委託料は、月額230,450円（うち消費税及び地方消費税額20,950円）を上限とする。なお、翌年度以降については発注者の歳入歳出予算におけること契約の当該金額について減額又は削除があった場合には、その契約を変更又は解除することがある。この場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

5 委託料の支払

受注者は、毎月、委託料の支払を発注者に請求するもの。

6 保守の範囲

- ① 受注者は、システム本運用開始後、システム全般の安定稼働を目的とした保守業務を実施すること。
- ② 運用期間中はソフトウェアのライセンス更新及び適切なバージョンアップを実施すること。
- ③ システムにより水道事業業務を満たすため法改正等にあわせたシステム改修やメンテナンスを行うこと。ただし、通常保守の範囲を超える場合には、別途協議する。
- ④ 成果品の機能等に変更が必要となった場合、保守範囲内として対応すること。ただし、大規模な変更となる場合には、別途協議する。
- ⑤ 常時データのバックアップを行い、データが消失した場合であっても速やかに復旧可能な体制をとること。

⑥ システムにより適正かつ円滑に事務遂行ができるように、当局の人事異動による事由も含めて操作方法等の支援を行うこと。

7 保守体制

システムの操作方法や不具合等が発生した時の対応窓口を配置し、発注者の勤務時間内において対応できるような体制をとること。なお、連絡先や保守体制を書面にて提出すること。

8 障害発生時の対応

受注者は、業務に支障のある障害が発生した場合は、迅速に障害を検知し、発注者へすみやかに報告するとともに復旧可能な体制を確保すること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項について、業務委託処理上および社会通念上当然必要とされる事項については、仕様に含まれるものとする。なお、協議を要すると考えられる事項については、協議の上決定する。